

2023年度より、認定都市プランナーの認定審査の受験資格対象者が、行政職員及び学識経験者に拡大されます

認定都市プランナー制度は、都市計画実務専門家としての我が国初めての資格として、2015年10月に創設し、2022年12月末現在、認定都市プランナー473名、認定准都市プランナー189名の方々が資格登録しております。

現在、認定都市プランナーの認定審査を受験することが出来る人は、民間機関等に属する人もしくは民間のフリーランスの方に限られています。

一方、多様化、複雑化するこれからの都市計画に取り組むにあたっては、産学官民がそれぞれの職能を生かして効果的に連携して取り組んでいくことが求められます。

そこで、2023年度より、民間機関等に属する人以外の行政職員や学識経験者などで一定期間以上の実務実績がある資格取得希望者においても、受験が可能な制度の改定を行いました。

1. 認定都市プランナー制度の主な経緯

- ・平成27年(2015年)10月 制度創設
- ・平成28年(2016年)4月 第1期認定都市プランナー認定登録
- ・以降、毎年度1回認定審査を実施
- ・令和3年(2021年)2月 国土交通省登録資格に登録

2. 認定都市プランナー制度の特徴

- ①都市計画4団体(公益社団法人日本都市計画学会、公益財団法人都市計画協会、認定特定非営利活動法人都市計画家協会、一般社団法人都市計画コンサルタント協会)の連携、協力のもとに、都市計画コンサルタント協会が運営しています
- ②登録する専門分野の実務実績を重視した認定審査を実施しています
- ③都市計画12分野のうちひとつを選択し、専門性を明らかにしたうえで認定審査を行います(認定准都市プランナーのみ、専門分野を選択しないで認定申請をすることが可能です)
- ④推薦方式を採用します

3. 認定都市プランナーの種別と受験資格

- ・認定都市プランナー:実務経験年数15年以上
- ・認定准都市プランナー:実務経験年数5年以上

※実務経験年数は、所属機関・部署の名称にかかわらず、本制度が定める都市計画12分野のいずれかに携わった期間を合計した年数です。12分野とは、裏面の表-2を参照して下さい。

※大学院の修士課程の期間は実務経験年数に含みません。博士課程は3年を限度に実務期間として認めます。

4. 推薦方法

受験にあたっては、まず推薦を受ける必要があります。

推薦方法としては、下記のいずれかの方法があります。

- ①都市計画コンサルタント協会の会員企業に属する場合は、会員企業の代表者、もしくは都市計画部門の長が推薦条件に基づき、都市計画コンサルタント協会会長に推薦を依頼し、都市計画コンサルタント協会会長が推薦。
- ②日本都市計画学会の会員の場合は日本都市計画学会会長が推薦。
- ③日本都市計画家協会の会員の場合は日本都市計画家協会会長が推薦。
- ④認定都市プランナー登録者の2名が推薦。

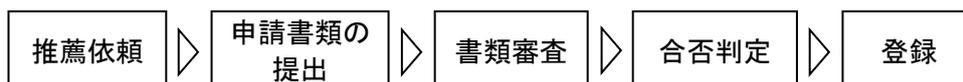
5. 認定審査の流れ

認定都市プランナーは書類審査に加えて、口頭審査により合否判定をします。

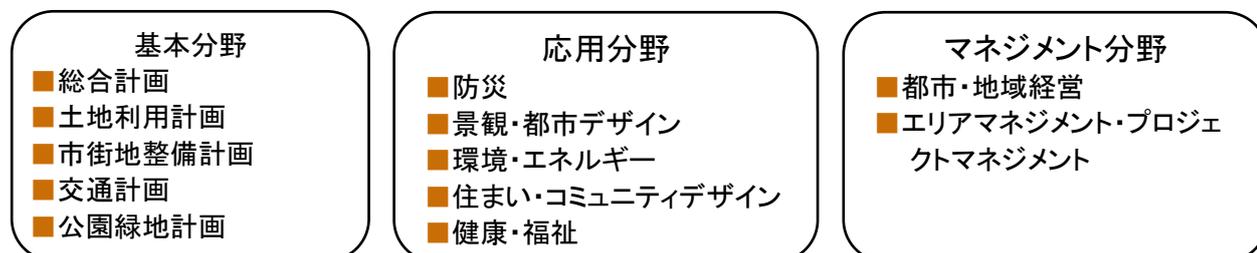
■認定都市プランナー



■認定准都市プランナー



6. 本制度における都市計画 12 分野(詳細は表-2参照)



7. 登録者数(2022年12月現在)

・認定都市プランナー:473名 ・認定准都市プランナー:189名

8. 認定都市プランナー制度が定める実務実績とは

受験資格対象者を拡大したことにより、本制度における「都市計画実務専門家としての実務実績」を分かり易く整理するとともに、認定都市プランナーの認定にあたっての要件である実務実績件数として認められる「責任ある立場での実績」について認定都市プランナー制度評価委員会において、表-1のように定めています。

※提出する認定申請書に実務実績の必要件数を記載するにあたっては、認定准都市プランナーは表-1の(ア)欄の「実務実績」の内容、認定都市プランナーは(ア)欄のうち、(イ)欄の「責任のある立場の実務実績の内容」に該当する実績を記載して申請をする必要があります。

※受験資格要件である実務経験年数は、都市計画 12 分野(表2)のいずれかに携わった期間の合計となります(「受験資格」を参照)。

表-1 機関の種別ごとの都市計画分野における実務実績件数として認められる
「実務実績」の内容と「責任のある実務実績」の内容

実務を行なった 機関の種別	(ア) 実務実績件数に該当する実務実績の内容*1	(イ) うち、実務実績件数に該当する 「責任のある立場の実務実績」の内容
民間機関等(フ リーランスを含 む)	A.都市計画分野*2の調査、計画、事業等における受託業務	左記における実務実績の全体管理者*3もしくは主 担当者*4
	B.自らが主体的に参加する組織における、まちづくり支援、災 害復興支援等の非営利活動で成果が取りまとめられてい るもの	左記における活動の全体管理者*4もしくは主担当 者*4
	C.行政機関及び大学等教育機関における「実務実績」の内容 と同様	行政機関及び大学等教育機関における「責任のある 立場の実務」の内容と同様
行政機関	D.都市計画分野*2における法制度、条例等の創設や見直し (第三者へ委託等した業務を除く)	担当部署における左記の実務実績の全体管理者*3 もしくは主担当者*4
	E.都市計画事業の立ち上げ、事業化推進、合意形成等(第三 者へ委託等した業務を除く)	担当部署における左記の実務実績の全体管理者*3 もしくは主担当者
	F.都市計画分野*2の調査、設計、事業に関わる委託調査の 受託者と役割分担し、一体となって行う業務及び委託した 業務の進行管理	担当部署における委託業務の受託者と一体となっ て行う業務の全体管理者*3もしくは主担当者*4
	G.担当部署が都市計画分野*2の調査、計画、事業等を自ら 実施しそれに従事したもの	左記における実務実績の全体管理者*3もしくは主 担当者*4
	H.自らが主体的に参加する組織における、まちづくり支援、災 害復興支援等の非営利活動で成果が取りまとめられてい るもの	左記における実務実績の全体管理者*3もしくは主 担当者*4
	I.民間機関及び大学等教育機関における「実務実績」の内容 と同様	民間機関及び大学等教育機関における「責任のある 立場の実務実績」の内容と同様
大学等研究教 育機関	J.国、地方自治体等における都市計画分野*2の審議会等*5	左記の審議会等を設置する機関から委嘱を受けた 委員
	K.国、地方自治体における都市計画分野*2の計画策定等の ために設置される会議、委員会等*5	左記の会議等を設置する機関から委嘱を受けた委 員
	L.都市計画分野に関わる研究室等への受託研究	左記の受託した業務の全体管理者*3もしくは主担 当者
	M.都市計画分野*2に関わる公表済みの学会論文*5(査読付 き論文に限る)、またはこれと同水準の内容を持つと認めら れる機関誌等における公表済みの招待論文	左記の筆頭著者もしくは責任著者
	N.自らが主体的に参加する組織における、まちづくり支援、災 害復興支援等の非営利活動で成果が取りまとめられてい るもの	左記の活動等の全体管理者*3もしくは主担当者*4
	O.民間機関及び行政機関における「実務実績」の内容と同様	民間機関及び行政機関における「責任のある立場 の実務実績」の内容と同様

* 1: (ア)欄における実務実績の内容の具体例は、表-2 に示す「実務実績の代表例」を参照して下さい。

* 2: 「都市計画分野」とは、表-2に示す 12 分野を指します。

* 3: 「全体管理者」とは、実務の内容の質的な管理、実施方針の決定、重要な事項の決定、進捗状況の管理等を行
う者を指します(例えば、委託業務における「管理技術者」)。

* 4: 「主担当者」とは、「全体管理者」と指示のもと、一体となって実務全体の重要部分の検討等を行う者を指します
(例えば、委託業務における「主任技術者」)。

* 5: 論文(表2-ア欄 M)及び委員(表2-ア欄 J,K)を実務実績とする場合は、実務実績として認められる件数の限度
があります。詳細は「2023 年度認定審査実施要項」(2023.5.1 公示予定)を参照して下さい。

表-2 12の専門分野区分と各々の分野に関連する実務実績の代表例

専門分野区分		実務実績の代表例
基本分野	①総合計画	国土計画、地方・広域計画、都市総合計画・都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の総合計画一般に関する計画・調査
	②土地利用計画	地区及び都市の土地利用計画、地域地区制度活用、地区計画等の土地利用計画一般に関する計画・調査
	③市街地整備計画	市街地整備計画、オープンスペース計画、都市再生計画、土地区画整理事業計画、市街地再開発事業計画、地区計画、住環境整備事業計画、住宅地計画、団地計画・再生事業計画、中心市街地活性化計画等の市街地整備計画一般に関する計画・調査
	④交通計画	総合都市交通計画、交通施設計画(鉄道・新交通・LRT・街路・自転車道、駅広等)、公共交通マスタープラン、TDM等交通管理・運用管理計画等の交通計画一般に関する計画・調査
	⑤公園緑地計画	緑の基本計画、緑地・公園計画、オープンスペース計画、農とみどりのまちづくり、観光・レクリエーション等の公園緑地計画一般に関する計画・調査
横断的分野	⑥防災	都市防災・地域防災計画、避難計画・誘導、宅地防災等の防災計画一般に関する計画・調査
	⑦景観・都市デザイン	景観計画、景観まちづくり、色彩調査・計画、都市空間デザイン、歴史まちづくり等の景観・都市デザイン一般に関する計画・調査
	⑧環境・エネルギー	環境基本計画、環境影響評価、低炭素・脱炭素対策、エネルギー供給計画(再生可能エネ含む)、廃棄物政策、上・下水道計画等の環境・エネルギー計画一般に関する計画・調査
	⑨住まい・コミュニティデザイン	市民参加・自主まちづくり、担い手育成・支援、防犯まちづくり、多様な住まい方・働き方、プレイスメイキング、住生活基本計画等の住まい・コミュニティデザイン一般に関する計画・調査
	⑩健康・福祉	都市・地域の健康・医療・福祉のまちづく計画、ユニバーサルデザイン推進計画等の健康・福祉計画一般に関する計画・調査
総合マネジメント	⑪都市・地域経営	都市再生、コンパクトシティ形成支援、中心市街地活性化、公共施設政策(再編・ストック管理等)、産業政策(観光・農山漁村振興・流通運輸工業団地計画など)、地方創生、TOD/交通拠点開発、資産活用管理(空家・中古住宅流通など)、リノベーション、土地問題、プレイスメイキング、SDGs、計画・事業効果検証・分析、地方財政・金融等の都市・地域経営一般に関する計画・調査
	⑫プロジェクトマネジメント・エリアマネジメント	都市に関連するプロジェクトの計画、設計、進行、財務等の管理、関与主体コーディネートなどのプロジェクトマネジメント一般に関する計画・調査・運営。エリアの価値、魅力、持続性等を高めるためのエリアマネジメント一般に関する計画・調査・運営

2023年5月1日に、今年度の認定審査の実施要項を公示いたします。
詳しくはその実施要項をご覧ください。

問い合わせ先: 一般社団法人都市計画コンサルタント協会
URL: <https://www.toshicon.or.jp/jitsumusenmonka>
TEL:03-3261-6058
E-mail: info@toshicon.or.jp

